

命 令 書

申立人 総評大阪地域合同労働組合
被申立人 株式会社 燃料油脂新聞社
被申立人 株式会社燃料油脂新聞社大阪支局

主 文

- 1 被申立人株式会社燃料油脂新聞社は、申立人組合員A 1 に対して、昭和59年5月19日付け解雇がなされなかったものとして取り扱い、解雇の日の翌日から就労させる日までの間、同人が受けるはずであった賃金、一時金相当額及びこれに年率5分を乗じた金額を支払わなければならない。
- 2 被申立人株式会社燃料油脂新聞社は、申立人組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

総評大阪地域合同労働組合
委員長 A 2 殿

株式会社 燃料油脂新聞社
代表取締役 B 1

当社が、貴組合員A 1 氏を昭和59年5月19日付けで解雇した行為は、大阪府地方労働委員会において労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

- 3 被申立人株式会社燃料油脂新聞社大阪支局に対する申立ては却下する。
- 4 申立人のその他の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人株式会社燃料油脂新聞社（以下「会社」という）は肩書地に本社を、全国各地に18支局を置いて主に日刊「燃料油脂新聞」の発行を行っており、その従業員は本件審問終結時約140名である。
- (2) 被申立人株式会社燃料油脂新聞社大阪支局（以下「大阪支局」という）は、会社の一支局であって編集、営業及び業務の3部門から構成されており、本件審問終結時の従業員は17名である。なお、大阪支局長は、大阪支局を統轄する責任者ではあるが、会社から従業員の転勤、解雇に関する権限は与えられていない。
- (3) 申立人総評大阪地域合同労働組合（以下「組合」という）は、大阪府下の労働者約600名で組織されている労働組合である。会社には、総評大阪地域合同労働組合燃料油脂分

会（以下「分会」という）があり、本件審問終結時現在、分会員は3名である。

2 分会結成及びA1に対する「転勤命令」、「解雇」に至る経緯

- (1) A1（以下「A1」という）は、昭和49年10月、専務取締役B2（以下「B2専務」という）及び大阪支局長B3（以下「B3支局長」という）らの面接を受けて会社に採用され、大阪支局営業部に配属された。その後、A1は東京本社の業務部勤務を経て、55年5月から大阪支局業務部に属し、新聞代の集金、販売拡張等の業務に従事していた。
- (2) 昭和58年4月ごろ、A1、大阪支局編集部員A3（以下「A3」という）及び同編集部員A4（以下「A4」という）は労働組合の結成を準備するため「組合員名簿」に住所、氏名を記載し押印した。
- (3) 昭和59年2月初めごろから大阪支局業務部員A5（以下「A5」という）は、A1、A3、A4らと大阪支局近くの喫茶店で会うようになり、同年2月末ごろにその場でA1から労働組合への加入を勧められ、3月2日、「組合員名簿」に住所、氏名を記載し押印した。
- (4) 昭和59年3月1日、会社は社員5名の人事異動を発令したが、そのうち大阪、仙台関係では、大阪支局のC1（以下「C1」という）を名古屋支局長に転出させ、仙台支局のC2を関連会社の北海道石油新聞社に転出させた。
なお、C1の送別会が2月末ごろ行われ、その場でB2専務はA1に「おまえは大目にもてやっている社員だ」との旨発言した。
- (5) 昭和59年3月5日午後3時ごろ、A5が集金を終えて大阪支局に戻ったところ、同支局の業務部門の責任者であるB4（以下「B4」という）はA5に声をかけ、近くの喫茶店で集金業務、広島支局での転勤問題、転勤に関する就業規則等について話し合った。その中で、B4は、「会社では労働組合は育ちにくい。朝から喫茶店へ行くような連中とはつき合わない方がいい。横道にそれずに自分で考えないといけない」旨A5に話した。
- (6) 昭和59年3月19日夕刻、大阪市北区の喫茶店において、A1らは労働組合結成の準備総会を開催した。
なお、同日、大阪支局編集部員A6が「組合員名簿」に住所、氏名を記載した。
- (7) 昭和59年3月29日午後5時ごろ、B3支局長は、A1に対し、上記3月1日の異動により欠員となった仙台支局の要員として「仙台支局に行ってみないか。仙台支局で働けば一人支局長になれる道もある」との旨話したが、A1は「遠いから行く気はありません」と答えた。
- (8) 昭和59年4月2日、B3支局長はA1に対して、4月9日付けで仙台支局へ着任するよう口頭で予告したが、A1はこれを拒否し、4月2日、3日、4日はアンケート調査業務に、5日は集金業務にそれぞれ従事した。
- (9) 昭和59年4月5日、B3支局長はA1に対し、「仙台支局に行かないと解雇されるよ」との旨述べ「転勤」に応じるよう説得したが、A1は「10月に結婚する予定だし、仙台は遠すぎるので行く気はない」と返事した。これに対して、B3支局長は「それなら10月以降の転勤かあるいは名古屋か広島への転勤ではどうか」と述べ、A1が「辞令が出てみないと分からない」と答えたので、B3支局長は「一度本社と相談してみる」と言って別れた。
- (10) 昭和59年4月6日午後5時ごろ、B3支局長はA1に対し「本社のB2専務は君の拒

否理由を認めていない。仙台支局に行かないのならば君の方から退職願を出すように」との旨述べた。A 1 がこれを拒否すると B 3 支局長は「4月9日午後1時に話をするから来るように」との旨述べた。

- (11) 昭和59年4月6日夜、A 1らは組合の指導をうけて組合に加入し、直ちに分会を結成し、A 1が分会長に、A 3が副分会長に、A 4が書記長にそれぞれ選出された(以下A 1、A 3及びA 4をそれぞれ「A 1分会長」、「A 3副分会長」、「A 4書記長」ともいう。)
- (12) 昭和59年4月9日午前9時30分ごろ、A 1分会長、A 3副分会長及びA 4書記長は、組合のオルグ3名とともに大阪支局長を訪れ、会社に対し分会結成通告を行うとともに、次の4項目からなる要求書を提出した。

- ① 労働基準法、労働組合法を遵守すること
- ② 分会事務所を設置すること
- ③ 組合員の労働条件の変更については、事前に組合と協議しその同意を得ること
- ④ 就業規則を明示すること

上記要求書について若干のやりとりがあり、その結果B 3支局長は「第2項(分会事務所の設置の件)を除き主旨を確認する」「上記要求書の件については本社に連絡、4月11日午前9時半に返事できるよう努力します」との旨を要求書の余白に記入し署名した。なお、組合が「A 1の転勤問題についてはどうなるのか」と聞いたところ、B 3支局長は「分会ができたから当然話をする必要がある」旨述べた。

また、同9日午後1時ごろ、A 1はB 3支局長に対し、「仙台支局へは行かない。退職もしない」旨伝えた。

- (13) 昭和59年4月9日夕刻、上記分会結成通告を知ったB 2専務は直ちに来阪してB 3支局長らと対応策を協議し、その結果、組合問題については今後本社がすべて対応することとした。そして、翌10日始業直後、B 3支局長はA 1に対し、「大阪支局でいままでどおり上司のB 4の指示を受けて仕事をするように」と指示した。A 1はこの指示を仙台支局への「転勤命令」の撤回と受け取り、直ちに組合にその旨報告した。

なお、A 1は、B 4の指示を受けて10日、11日の両日仕事に従事した。

- (14) 昭和59年4月11日、B 3支局長は、組合に上記要求書に対する会社からの回答を延ばしてくれるよう電話で要請した。その際、組合はA 1の業務について従来どおりであるかどうかを確認したところ、B 3支局長は「もう大阪支局で仕事をしてもらってる」旨答えた。

- (15) 同日終業前に、B 3支局長は大阪支局の業務部門全員のタイムカードを引き揚げた。

また、同日午後11時ごろ、B 3支局長は、本社から、自宅あての電話でA 1の転勤問題について①本社が対応するから大阪支局は一切タッチしないこと、②A 1の身分は仙台支局にあるから同人のタイムカードを引き揚げること、③A 1に大阪支局の仕事を与えないこと、等の指示を受けた。

- (16) 翌12日始業前、上記本社の指示を受けて、B 3支局長は、業務部員のタイムカードを正常どおり戻したが、A 1のものだけは戻さなかった。

そして、同日、B 3支局長はA 1に対し「君の身分は仙台支局にあるから、タイムカードはここにはない」と述べた。

これに対して、同日夕刻、組合はこの会社の行為に対し文書で抗議した。

- (17) 昭和59年4月21日に至って、やっと組合と会社は大阪市内のホテルで上記4月9日付けの要求書に関する団体交渉を行った。その席上会社側は、「B3支局長には組合の要求書について諾否の権限がない。分会事務所の設置については企業内組合なら貸与するが、合同労組であるから分会が自費でつくればよい。事前協議、同意約款については応じられない」旨述べた。なお、この団体交渉の場でA1の「転勤」問題についても議題となり、会社は「会社として決定済みのことで4月中に仙台支局に行かなければ懲戒処分もありうる」と述べた。
- (18) 昭和59年4月23日、組合は「転勤命令」の撤回を求めて、会社は「転勤命令」の遵守を求めて、当委員会にそれぞれあっせん申請を行い、4月28日、5月7日及び5月9日の3回あっせんが行われた。しかし、会社は、A1の「転勤命令」の撤回について、人事管理上の問題であるとして絶対応じられないとの態度に終始した。
- (19) 昭和59年5月16日、組合は会社に対し、5月21日午前10時からA1の「転勤命令」撤回に関する団体交渉を行うよう申し入れると同時に、5月16日午後5時から19日午後3時までA1分会長が「転勤命令」に抗議して指名ストライキに入ることを通告したうえで、同人がストライキに入った。
- (20) 昭和59年5月17日、会社は、組合に対して「会社と組合の主張は完全に平行線であり一致点を見出す余地がないので5月21日の団体交渉には応じられない」旨文書で回答した。
- また、同日、会社は、当委員会に上記と同趣旨の理由であっせん打切りを要請し翌18日あっせんは打切りとされた。
- (21) 昭和59年5月19日、組合は、A1の「転勤命令」撤回等に関する団体交渉の申入れを会社が拒否したことに抗議して同日午後3時から23日午後5時30分まで指名ストライキに入ることを通告したうえで、再び同人がストライキを行った。
- (22) 昭和59年5月19日、会社は、A1に対して「59年3月29日発令の仙台支局への転勤命令（着任日4月9日）を何ら合理的な理由もなく1ヵ月以上にわたり拒否しているのは労働契約上の義務不履行である」として、同日付けで同人を解雇する（普通解雇）旨並びに5月19日までの賃金及び解雇予告手当を支払う旨の通告書を同人の自宅に送付し、同人は21日夜同通告書を受領した。なお、会社は、5月21日朝、大阪支局内にA1の解雇辞令を掲示した。
- また、5月22日、組合は、会社に対してA1に対する解雇は組合つぶしを目的とした不当なものであるとして文書で抗議した。
- (23) 昭和59年6月7日、組合は会社に対し、「5月22日にA1の銀行口座に振り込まれた解雇予告手当については受領を拒否する。但し、同金額についてはA1の5月20日以降の賃金及び夏季一時金の一部として受領する」旨文書で通告した。
- 翌6月8日、会社は組合に対し「解雇予告手当の振込金額を受領したことは解雇の承諾につながる重大な事実とうけとる」旨文書で通告した。これに対し、6月11日、組合は会社に対し「解雇予告手当としてではなく、A1の賃金の一部として受領する」旨文書で再度通告した。
- (24) 本件審問終結時現在、A1は本件解雇に伴う退職金を受領しておらず、同退職金は大阪支局に保管されている。

第2 判断

1 A 1 に対する「転勤命令」及び解雇について

(1) 当事者の主張要旨

ア 組合は、会社のA 1 に対する「転勤命令」は、労働組合結成の動きを察知し、それを嫌悪して行われたものであり、同人に対し組合活動上の不利益を与えひいては組合の弱体化を企図した不当労働行為であり、この「転勤命令」拒否を理由とするA 1 に対する解雇も不当労働行為であると主張する。

イ これに対して会社は、①昭和59年3月29日付けでA 1 に対し仙台支局への「転勤命令」を発したが、59年4月9日に分会結成の通告を受けるまでA 1 らの分会結成の動きを全く知らなかった、②A 1 が何ら合理的な理由もなく1ヵ月以上にわたりこれに従わなかったためにA 1 を解雇したものである。③A 1 は既に解雇予告手当を受領しており解雇を承諾したものと受け取れる、④したがって、何ら不当労働行為は行っていないと主張する。

よって、以下判断する。

(2) 不当労働行為の成否

ア A 1 に対する「転勤命令」について

① まず、会社は昭和59年3月29日付けでA 1 に対し仙台支局への「転勤命令」を発したと主張するので、この点について検討する。

前記第1. 2 (7) 認定のとおり、59年3月29日、B 3 支局長がA 1 に対し仙台支局へ「転勤」の話をしたことは認められるが、その際B 3 支局長は仙台支局への着任日、同支局での職務内容等A 1 にとって極めて重要な労働条件について全く触れていないことが認められる。

このことからすれば、同日付けの「転勤命令」は、それが口頭でなされていることもあり、必ずしも会社の明確な意思表示とまでは言うことができず、むしろ、A 1 に対する仙台支局への「転勤」についての意向打診の域をでないものと解するのが相当である。したがって、この点についての会社の主張は失当である。

然らば、会社のA 1 に対する「転勤命令」はどの時点で発せられたのかについてみるに、前記第1. 2 (8)～(10)、(13)及び(14) 認定によれば、B 3 支局長は、A 1 に対し、4月2日には4月9日付けの着任を予告していること、4月5日には転勤時期や勤務場所について同人の意向を汲むとも受けとれる発言をしていること、また、4月6日には仙台支局への着任日当日とされる同9日に大阪支局において再び面談の約束をしていること、更に、4月9日の分会結成通告後の翌10日には、仙台支局への「転勤命令」を撤回したとも受けとれる発言をし、A 1 及び組合が撤回されたものと理解していることが認められる。にもかかわらず前記第1. 2 (16) 認定のとおり、会社は、4月12日至り、一転してA 1 のタイムカードを引き揚げ、同人に対し仙台支局への「転勤」を強行していることが認められる。

結局、前記経緯からみても、会社のA 1 に対する「転勤命令」は、すべて口頭でなされていることもあって、どの時点での会社の行為がこれに該当するか不明確であると言わざるを得ない。

② 次に、会社が最初に意向打診をした昭和59年3月29日以前から同年4月8日まで

の間にA 1らの労働組合結成への動きを察知していたかどうかを検討する。

前記第1. 2 (2)、(3)、(6)及び(11)認定のとおりA 1らが大阪支局内での労働組合づくりのための動きをしていること、前記第1. 2 (4)及び(5)認定のとおり会社側のA 1及びA 5に対する発言のあったことが認められる。

更に、前記第1. 2 (5)認定の事実について、会社は、B 4がA 5と話をしたのは59年3月5日ではなく4月2日であると主張するが、仮に4月2日であったとしても、その内容からみると、会社がA 1らの動きを察知したとまで言うことはできない。

このほか、同年4月8日までの間に、会社がA 1らの労働組合結成の動きを察知していたとする事実の疎明はない。

- ③ 以上要するに、会社のA 1に対する仙台支局への「転勤命令」は、いつ申し渡されたのか明確でないこと、また「転勤」の理由について説得力に乏しいが、そうかといって会社がA 1らの労働組合の結成の動きを察知していたとまでは認められないことから会社の行為が不当労働行為意思のもとになされたものとまでは言うことはできず、したがって組合の申立ては棄却せざるを得ない。

イ A 1に対する解雇について

- ① まず、会社が、昭和59年3月29日付けの「転勤命令」にA 1が何ら合理的な理由もなく1ヵ月以上にわたり従わなかったので解雇したと主張するので、以下検討する。

(ア) 前記ア判断のとおり、会社のいう「転勤命令」がいつなされたのか明確でないこと

(イ) 前記ア判断のとおり、昭和59年4月9日の分会結成通告後の会社の対応をみると、翌4月10日には仙台支局への「転勤命令」を撤回したととれる行為に出た後、一転して4月12日に至りA 1を仙台支局へ「転勤」させるための強行行為にでており、このことに仙台支局への「転勤命令」が撤回されたものと理解していた組合及びA 1が反発して前記第1. 2 (19)及び(21)認定のとおりストライキ等を行ったことは無理からぬことと考えられること

(ウ) 更に、前記第1. 2 (17)、(18)及び(19)認定のとおり、当委員会でのあっせんにおいても会社は当初からかたくなな態度をとり続け、組合が本問題の解決を求めて団体交渉を要求したが、会社は、主張は完全に平行線であるとの理由のみでこれに応じなかったこと、加えて、前記第1. 2 (20)及び(22)認定のとおり、会社は団体交渉を拒否した日の翌々日、あっせんが打切られた日の翌日にA 1を一挙に解雇していること

以上のことを併せ考えると、A 1が会社のいう59年3月29日付けの「転勤命令」に長期間従わなかったのは一連の会社の態度に大きく起因するものと考えられ、本件解雇は分会の存在と分会長であるA 1の活発な組合活動を嫌悪し、A 1が「転勤」を拒否していることを口実に同人の会社内での影響力を一挙に排除し、ひいては組合の弱体化を企図して行われたと考えるのが相当である。

よって、この会社の行為は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

- ② 次に、会社は、A 1が既に解雇予告手当を受領しており解雇を承諾したものと

受けとれると主張するが、前記第1. 2 (23)認定のとおり、A 1は解雇予告手当としては受領していないことは明らかであり、A 1は本件解雇について異議を唱えているから、この点における会社の主張は採用できない。

2 大阪支局の被申立人適格について

組合は、①大阪支局は独立した労働基準法の適用事業場であること、②大阪支局長は従業員の採用や解雇に深く関与していること、③大阪支局長は日常的に支局員を監督する立場であること、④大阪支局長は単なる編集長ではなく支局を統括する総責任者であること等から本件申立ての当事者としての地位を有すると主張するので、以下検討する。

前記第1. 1 (2)認定のとおり大阪支局は会社の一支局であり、従業員に対する「転勤命令」及び解雇に関する権限は大阪支局長には与えられておらず、会社に属するものであるから、被申立人適格は認められない。

したがって、組合の被申立人大阪支局に対する申立ては却下する。

3 救済方法

組合は陳謝文を掲示することを求めるとも、主文2記載の救済をもって足りるものと考ええる。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和62年4月17日

大阪府地方労働委員会
会長 寺 浦 英太郎